

第7 1回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

(書面開催)

日時：令和4年1月4日(火)

1 議 事

(1) 検査受検の要請及び感染拡大傾向時の一般検査事業の開始について

(配付資料)

資料1

- ・検査受検の要請及び感染拡大傾向時の一般検査事業の開始について

検査受検の要請及び感染拡大傾向時の 一般検査事業の開始について

隣接県（埼玉県）において、オミクロン株の市中感染が確認されたことから、基本的対処方針に基づき、国との協議を行い、協議が整い次第、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、別添のとおり検査受検の要請を行い、一般検査事業を開始する。

検査受検の要請及び感染拡大傾向時の一般検査事業の開始について

R4.1.4 健康福祉部

隣接県（埼玉県）でオミクロン株の市中感染が確認されたことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、下記1の事項を要請し、下記2の事業を開始する。

記

1 検査受検の要請

(1) 要請内容

感染の不安を感じる無症状者は検査を受けること

(2) 対象者

次の要件の両方を満たす無症状者

- ①群馬県内に在住する者
- ②感染に不安を感じる者

(3) 区域

県内全域

(4) 期間

令和4年1月5日（水）から令和4年1月31日（月）まで

2 無料検査の実施

(1) 概要

感染拡大の傾向が見られ、知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、「感染の不安を感じる無症状者は検査を受けること」を要請した場合、これに応じて県民が受検する検査を無料化するもの。

(2) 対象者、区域、期間

1 (2)～(4)のとおり

(3) 受検場所

当事業の実施事業者として登録している、薬局、衛生検査所等

(4) 受検方法

下記HPより実施事業者を確認し、実施日及び時間等を確認した上で受検
「群馬県新型コロナウイルス検査促進事業の実施について」

https://www.pref.gunma.jp/02/d29g_00456.html